

令和6年度 奄美市ICT事業拡大支援事業 募集要項

1 事業内容

奄美市に所在する事業者がデジタル技術の活用を通して事業拡大や業務効率化を図るための取り組みに対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 補助対象事業者

補助対象事業者は、本市に本店、支店その他の事業所を有する個人又は法人その他の団体等とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象になりません。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営し、若しくは経営に関与している者
- (4) その他市長が不相当と認める者

3 補助額

補助対象経費（税抜き）の3分の2以内で、50万円を限度とします。（1,000円未満の端数切り捨て）

4 補助対象事業

自社の事業拡大又は業務効率化を図るために行う以下の事業

- ・外部人材を活用して行うデジタル分野の技術習得に係る事業
- ・新たにデジタルを活用して業務拡大を図る事業

※他の補助金に申請している事業は、補助対象になりません。

5 補助対象となる費用

交付決定日から令和7年2月28日（金）までに実施し、且つ支払いを完了した次の費用が対象。

- (1) 外部人材に支払う謝金、交通費、宿泊費
- (2) 新たなシステムや機器購入（資産形成につながるものを除く）及びそれに付随する経費
- (3) その他市長が特に必要と認める経費

6 申請方法、受付期間

- (1) 受付期間

令和6年10月1日（火）から随時受付

※本補助金は、予算に達し次第受付終了となりますので予めご了承ください。

(2) 提出書類

- ① 奄美市 ICT 事業拡大支援事業申請書（様式有）
- ② 事業計画書 兼 支出計画書（様式有）
- ③ 支出計画書の積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- ④ 誓約書（様式有）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25-8 奄美市役所 3 階 デジタル戦略課

※お問い合わせは、電子フォームよりお願いいたします。<https://logoform.jp/form/3bCu/734676>

※住用総合支所 3 階 産業建設課、笠利総合支所 1 階 産業振興課でも受け付けています。



7 補助対象事業者の決定

最終的に受け付けた申請書類を審査し、予算の範囲内で決定します。

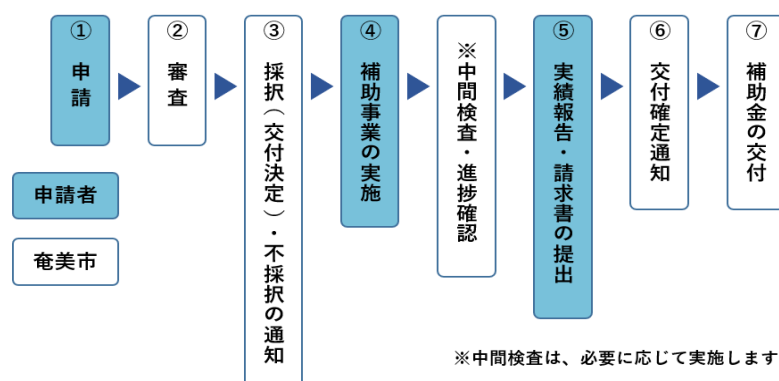
審査結果は、申請者に対してメールで通知します。

8 実績報告

補助事業の完了後 14 日以内又は、令和 7 年 2 月 28 日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出しなければなりません。

- ① 奄美市 ICT 事業拡大支援事業補助金実績報告書（様式有）
- ② 支出報告書（様式有）
- ③ 領収書等の支出を証明できる資料
- ④ 実績が確認できる写真等
- ⑤ 補助金請求書（様式有）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

9 事業の流れ



10 その他

- (1) 採択された場合、奄美市 HP 等で紹介する場合があります。
- (2) その他必要な書類の提出や調査及び検査等を求められた際、それに協力すること。
- (3) 補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、5 年間保管すること。